## 地域医療構想で定めるべき事項の確認

地域医療構想は、医療法上「構想区域における将来の医療提供体制に関する構想」と規定されており、法令に基づく必須項目は以下のとおりである。

- (1) 構想区域の範囲設定
- (2) 構想区域ごとの**将来の病床の機能区分ごと**の**必要病床数**(厚生労働省令の定める 算定式により算出したうえで、流入・流出を調整)
- (3) 構想区域における**将来の在宅医療等の必要量**(厚生労働省令の定める算定式により算出)
- (4) **構想の達成**に向け、**病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項**(構想の実現 をどう進めるか)

## 【地域医療構想の策定プロセス】

